

第2回二宮町国民保護協議会 会議録	
日 時	平成18年8月23日(水) 午前10時00分～11時20分
開催場所	二宮町役場2階 第1会議室
出席者	会長(町長)及び委員16名(うち3名代理出席) ※職名、氏名等は資料参照
欠席者	委員3名
開催形態	公開(傍聴者1名)
決定事項	<p>1. 委員の変更について報告がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(旧)二宮水道営業所長・安藤有正氏<small>あんどうゆうせい</small> → (新)平塚水道営業所長・間壁誠委員<small>まかべまこと</small> (国民保護担当営業所の変更) ・(旧)神奈川中央交通(株)運輸部運転課長・譲原弘明氏<small>ゆずりはらひろあき</small> → (新)三木健明委員<small>みきたけあき</small> (人事異動)
議 事	<p>(1) 二宮町国民保護計画策定スケジュールについて(資料1)</p> <p>委 員:(質問)町民意見募集の方法は?</p> <p>事務局:(回答)ホームページでの公表、町資料閲覧場所及びその他町の公共施設(百合が丘町民サービスプラザ、図書館等)への設置を考えている。</p> <p>(2) 二宮町国民保護計画素案について(資料2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1編:意見・質問等なし ●第2編 <p>委 員:(質問)モデル計画に沿って作成しているので、大体どの市町村も同じような内容になっている。大きな自治体にはふさわしい内容でも、小さな町が行うのは難しいのではないか。国・県から提供された情報を、きちんと捕らえ、伝達することが大切ではないか?</p> <p>事務局:(回答)消防庁から提供されたモデル計画に沿って作成した。二宮町には配慮すべき施設等がほとんどないので一般的な部分のみでまとめている。実際は国からの命令系統で動くことになるが、町としても計画を作成しておけば事態が発生した場合の体制整備に有効である。</p> <p>委 員:(質問)41頁、第2章6(1)生活関連等施設の把握等 3行目以下、「町は…その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。」とあるが、各施設の関係機関が責任を持ち、定めると解釈してよいのか。</p> <p>事務局:(回答)確認の上、修正を行います。 (→指摘どおり、町は、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方についてのみ定める旨の内容に修正いたします。)</p>

	<p>●第3編</p> <p>委員：(意見) 自主防災組織に関する内容について、抽象的ではあるが止むを得ない。地域住民等の組織に対する記述については、素案の内容でよい。</p> <p>委員：(質問) 57頁、第3章2(3)指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 本文2行目では「指定行政機関又は指定地方行政機関」となっているが、“公共”と“行政”のどちらが正しいのか。</p> <p>事務局：(回答) 本文2行目「指定行政機関又は指定地方行政機関」を「指定公共機関又は指定地方公共機関」に修正いたします。</p> <p>●第4編：質問・意見等なし</p> <p>●第5編：質問・意見等なし</p> <p>(3) その他 なし</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・第2回二宮町国民保護協議会 出席者名簿 ・二宮町国民保護協議会 委員名簿 ・資料1 二宮町国民保護計画策定スケジュール ・資料2 二宮町国民保護計画素案（事前送付） ・参考 二宮町国民保護協議会条例 ・参考 二宮町国民保護協議会運営要綱
特記事項	<p>次回は、10月26日（木）午前10時から開催する予定。</p>